## 憲章6条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

## 原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

## 柴山哲男様から頂いたご意見

最終的には自ら判断するとしても独善に陥らないようにする必要がある。例えば「公平・ 公正な態度で、必要な場合には関係者の意見も聞き、その判断も尊重の上、自ら判断を下 すよう努力する」等とする。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

関係者の意見を聞くことは、判断を下すうえでは当然のことでしょう。ここでは、判断を下すのは専門職としての個人の責任であるという、原子力では従来ともすれば希薄化されていた問題をあえて浮き彫りにしています。

### 第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見

### 匿名希望」様から頂いたご意見

憲章6条「・・・自ら判断を下す」は独自の判断で行動すべきであるとの誤解を招きやすい。(理念にある)「自らを省み」、関係者への確認、コミュニケーションを怠らないことを追記したほうがよい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

第6条ではなく第2条を説明する行動の手引となりますが、2-6.(現在は2-7)では「独断を避けて関係者に確認する」という表現を、また2-9.(現在は2-10)では「他の意見・批判をよく聴き,真摯・誠実に討論・討議に参加する」という表現を、さらに第5条を説明する5-6.では「他者の意見を傾聴して」という表現を加えて独断を戒めるようにしようとしています。指摘ありがとうございました。

#### 2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

#### 匿名希望P様から頂いたご意見

「事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。」について

これこそ、社会が望んでいることだと思います。もっと上の方にあってもいいのではないでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.11.29回答)

憲章の条文の順序は、まずは専門能力によって社会の付託に答えるという使命感を呼び起 こすことを最初としております。次いで安全最優先を掲げ、能力向上と能力の限界を知る ことをセットで次に置いています。情報の確認があってこそ「事実を尊重し、公平・公正 な態度で自ら判断を下す」ことができるので、ここもその順となっています。ご了解いただければ幸いです。

# 行動の手引6-2.について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

# 原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

### 北村正晴様から頂いたご意見

項目 6-2 に「啓蒙」という術語があります。これには強い違和感を覚えます。小生個人としては Public Acceptance という表現さえ、(こちらは正しい技術、価値ある技術を開発しているので、説明を十分すれば受容されるはず)という雰囲気があって無神経に感じます。まして啓蒙(蒙を啓く)では知識のある側が無知な側に十分教えるというトーンが拭えません。小生は立地県で何度か講演しましたが、こんな表現は使ったことがありませんでした。知識量に大差がある医者対患者の話し合いの場合でさえ、「医師による啓蒙」や「医師の提案の Acceptance」などとは表記していません。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

ご指摘いただいた点を考慮し、6-2を以下のように修正させていただきました。

<科学的事実の普及>

「会員は、専門知識をわかりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報 を提供することに努めなければならない。

## 古川和男様から頂いたご意見

6 - 2 . の「正しい」とはどういうものか? 説明してほしい。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

- 6 2 は次のように変更され、「正しい」の記述は削除されました。
- <科学的事実の普及>
- 6 2 . 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、 情報を提供することに努めなければならない。

(現在はさらに若干表現が改訂されている。)

#### 匿名希望E様から頂いたご意見

行動指針 6 - 2項中「啓蒙」を「提供」に改め、同項中「専門知識を広め、公衆が正しい判断をするよう啓蒙に」を「専門知識を平易な形態で広め、公衆が適切に判断できるよう情報を提供することに」に改める。

#### (理由)

(1)「啓蒙」の用語には、公衆を愚民視している感があるので、不適切である。(もちろ

ん、一般人には「公衆」足得るよう、努力することが期待されていることは確かであるが、 同時に、会員の中にも「啓蒙」されるべき者もいないとは言い切れない。これらの点は、 原子力学界の倫理規定には表現しにくいであろう。逆に、積極的に一般人の理解能力を涵 養するシステムを構築する努力を行うことは、原子力学会としての責務かも知れない。な お、原案では「専門家でない周囲の者」(行動指針3-4)(現在は3-5、ただし「専門 家でない」は現在削除されている)と「公衆」(行動指針6-2)との関係が不明確であり、 用度の整理が必要である。)

- (2)公衆との関係では、難しいことを難しく説明し、「どうだ、恐れいったか!」というような雰囲気を伝えることでは、公衆との関係は良好なものにならない。あくまでも、社会の常識に根差した、あるいは確実に「居場所」のある原子力であるべきである。従って、専門知識を広める際には、難しいことではあるが、「平易さ」が重視されるべきである。
- (3)原子力の知識を広める目的は、公衆の「啓蒙」ではなく、公衆が適切に判断を行うことを可能とすることである。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

「啓蒙」を改め、「専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。」とします。

#### 2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

#### 匿名希望P様から頂いたご意見

原子力文化振興財団・電力会社・資源エネルギー庁などの一般向けのパンフレットなどを 見ていると、行動の手引 5 - 1 · 2 · 3 · 5 · 6 、 6 - 1 · 2 · 3 の項目に照らして、疑 問を感じる点が多々あります。これから改善されることを切に願います。

また、7月にHPで意見募集をされていた原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書(案)」も、5 - 6、6 - 2に照らして疑問を感じるものでした。これらの項目の会員への浸透に、力を注いでいただきますようお願いいたします。

## 頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.11.29回答)

パンフレットに関してどのような点に対し疑問を感じられたのかがわかりませんので、具体的な内容の回答は差し控えさせていただきますが、わかりにくい、あるいは一方的な情報の提供が行われているとのご指摘と思われますので、今後,倫理委員会を含めた学会、あるいは業界全体で、適切な取り組みを行いたく存じます。

原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書」が、5 - 6、6 - 2に照らして疑問を感じるとのことですが、これは6 - 1 . に沿った要望書です。学会は価値観を押し付けるつもりはありませんが、今後とも科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘していきた

いと存じます。

# 行動の手引6 - を追加すべきとのご意見とそれに対する委員会の見解

## 原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

### 匿名希望E様から頂いたご意見

行動指針 6-4として以下の事項を追加することを提案します。

「6 - 4 会員は、常に社会一般の合理的な常識に敏感で、自らの行動がこの常識に常に妥当するように行動しなければならない。」

#### (理由)

- (1)原子力に関する活動は常にフロンティアを開拓する先導的な活動を含むものであることから、その活動に参加している善意の者は、勢い社会を「教導」すべき立場にあると、認識しがちである。
- (2)この感覚が高じたものとして、かつては「原子力モンロー主義」との用語が 自己正統化のため用いられていたが、この用語が間違えであることは、原子力活動 に対する社会側の近時の評価を考えれば明らかである。
- (3)もちろん、原子力開発は未来の人類にとって必要不可欠な活動であり、原子力に対する社会側の偏見、無知に対しては、正しい情報を平易な形で積極的に提供する努力を会員は行わなければならない(この意味で行動指針3-4(現在は3-5)第2文(「特に、専門家でない周囲の者に対しては、正確であると同時に分かりやすく説明する。」現在は削除されている)は正しい。)。それは、会員としての責務であろう。しかし、「こんなに良いことを行っているのだから、理解が進めば、必然的に社会の側の協力が選られる。」との、一種傲慢な発想を持つ会員が未だに散見されることは、残念と言わざるを得ない。そのような発想では、前文に言う「社会における調和」を得ることは不可能であろう。
- (4) すべからく会員は、社会常識のある謙虚さを持たなければならない。
- (5) このように考えたとき、倫理規定(案)に会員の社会常識をかん養に関する項目が示されていないことは残念である。従って、上記の項目を追加していただきたい。会員は会員である前に適切な常識の有る社会人でなければならない。
- (6)哲学的にはカントの有名な言葉があるが、その感覚を会員は不断に身につけるよう自らを律するべきである。

# 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21回答)

ご提案の趣旨は8-2.(現在は8-3)とも関係していると考えます。専門知識以外に「常識」が大切という趣旨はよく理解しますが、では「常識」とは何かとなると難しい問題となります。そのようなこともあり、とりあえずは原案通りとさせていただきたいと存じま

す。ただ、倫理規定に何をどこまで取り込むか、今後も検討を続けます。ご提案の趣旨は 今後さらに検討させていただきたいと存じます。